

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
に当たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 字の区域の新設等

字の区域の変更等(三件)

計量器の定期検査の実施

土地改良法による換地処分(四件)

保安林の指定の解除予定

土地収用法による事業の認定

◇公 告 砂利採取業務主任者試験の合格者

規 則

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

精神衛生法施行細則の一部を改正する規則

精神衛生法施行細則(昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

(裏)

記載上の注意事項

- 1 「居住地」の欄には、当該措置入院者が退院後、実際に帰住する住所を記入すること。ただし、措置解除後も入院を継続する場合には、記入を要しない。
- 2 「現在の症状」の欄には、当該措置入院者の現在の症状をできるだけ詳細に記入すること。
- 3 「措置解除後の処置に関する意見」の欄には、当該措置入院者に措置解除後も必要であると思われる処置を○で囲むこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岸本（大寺）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）

坂長字大寺原

坂長字下大寺原のうち一〇六の一部、一〇七の一部、一一四の一部、一二五の一部、一二六から一二九まで、一三〇の一、一三〇の二、一三一の一部、一三二の一部、一三三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
坂長字北芹谷二二二の一部、二二三の一部、二四から二七ま

区域を変更する 字の名称	<p>で、二八の一部、二九の一部、三〇の一部、三六の一部、三七、三八の一部、三八の二、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>坂長字中大寺原七〇、七一、七二の二の一部、八二から八四まで、八五の一部、八五の一、八八から九一まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大殿字放レ垣二四八の二の一部、一二四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大殿字放レ垣	<p>同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）</p> <p>大殿字放レ垣のうち一二四八の二の一部、一二四八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>坂長字下大寺原一〇六の一部、一〇七の一部、一二四の一部、一二五の一部、一二六から一二九まで、一三〇の一部、一三〇の二、一三一の一部、一三二の一部、一三三及びこれらと一体をなす国有地</p>
坂長字北芹谷	<p>坂長字北芹谷のうち二二の一部、二三の一部、二四から二七まで、二八の一部、二九の一部、三〇の二の一部、三六の一部、三七、三八の二の一部、三八の二、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
坂長字中大寺原	<p>坂長字中大寺原のうち七〇、七一、七二の二の一部、八二から八四まで、八五の一部、八五の一、八八から九一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
称 廃止する字の名称	坂長字下大寺原

区域を変更する 字の名称	<p>同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）</p> <p>丸山字長谿のうち一三七八、一三九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>丸山字大曾根一二八四の一部、一二八五、一二八六の六の一部、一二八六の九の一部、一二八六の二〇の一部、一二八六の二〇の二、一二八六の二一、一二八六の二五の一部</p>
丸山字長谿	<p>丸山字大曾根のうち一二七二の一部、一二七三の一部、一二八四の一部、一二八五、一二八六の六の一部、一二八六の九の一部、一二八六の二〇の一部、一二八六の二一、一二八六の二五、一二八七の一部、一二八九の一部、一二九二の一部、一二九四の一部、一二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
丸山字大曾根	<p>丸山字大曾根のうち一二七二の一部、一二七三の一部、一二八四の一部、一二八五、一二八六の六の一部、一二八六の九の一部、一二八六の二〇の一部、一二八六の二一、一二八六の二五、一二八七の一部、一二八九の一部、一二九二の一部、一二九四の一部、一二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
丸山字草取坂	<p>丸山字草取坂のうち一二九六の一部、一三一〇の一部、一</p>

鳥取県告示第六百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岸本（半川）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>廃止する字の名称</p>	<p>丸山字西境</p>	
<p>丸山字卯戸口</p>	<p>丸山字西境のうち一三三四から一三三六までの一部、一三四五の一部、一三四五の三の一部、一三四六の一部、一三四八、一三四九の一部、一三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 丸山字卯戸口のうち一三七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 丸山字草取坂一二九六の一部、一三一〇の一部、一三二二の一部、一三一七の一部、一三三〇の一部、一三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字大曾根一二八六の一四、一二八六の一五の一部、一二八七の一部、一二八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 丸山字長谿一三七八、一三九七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>三二二の一部、一三一七の一部、一三三〇の一部、一三三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 丸山字大曾根一二七二の一部、一二七三の一部、一二八九の一部、一二九二の一部、一二九四の一部、一二九五の一部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字西境一三三四から一三三六までの一部、一三四五の二の一部、一三四五の三の一部、一三四六の一部、一三四八、一三四九の一部、一三五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 丸山字卯戸口一三七三の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

鳥取県告示第六百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による清山地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十七年十二月一日現在の地番による。）</p>
<p>清原字下井ノ尻</p>	<p>清原字下井ノ尻のうち七四四の一部以外の区域及び清原字井ノ尻七四五と一体をなす国有地</p>
<p>清原字井ノ尻</p>	<p>清原字井ノ尻のうち七四五と一体をなす国有地以外の区域、清原字下井ノ尻七四四の一部、清原字平畑九六一の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六五、九六六、九六七の一部、九六八、九六九から九七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字塔屋敷七七二、七七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字土居内屋敷八九七の一部、八九八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>清原字平畑</p>	<p>清原字平畑のうち九六一の一部、九六三の一部、九六四の一部、九六五、九六六、九六七の一部、九六八、九六九</p>

	<p>から九七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字塔屋敷七七四の一の一部並びに清原字土居内屋敷八九三、八九七の一部、八九八の一部、八九九及びこれらと一体をなす国有地並びに八九六及び九〇一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>清原字塔屋敷</p>	<p>清原字塔屋敷のうち七七二、七七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清原字土居内屋敷</p>	<p>清原字土居内屋敷のうち八九三、八九七から八九九まで及びこれらと一体をなす国有地並びに八九六及び九〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>清原字敷ノ下</p>	<p>清原字敷ノ下のうち七八九から七九一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>清原字坊ノ上</p>	<p>清原字坊ノ上八一二及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>清原字桑原</p>	<p>清原字桑原のうち七九二の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>清原字山中</p>	<p>清原字山中のうち六六八の一部、六七四及び六七五の一部以外の区域</p>
<p>清原字アゲタ</p>	<p>清原字アゲタの全域、清原字山中六六八の一部、六七四及び六七五の一部、清原字敷ノ下七八九から七九一まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字桑原七九二の一部、七九五の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字坊ノ上のうち八一二及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに清原字神田の全域</p>

廃止する字の名称

清原字神田

鳥取県告示第六百七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による堀（米富小泉）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十八年二月一日現在の地番による。）

大字米富字志々羅ヶ平ル

大字米富字志々羅ヶ平ルの全域
 大字米富字北志々羅ヶ平ル五四の三
 大字米富字坂ノ下三五五、三五七及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字米富字北志々羅ヶ平ル

大字米富字北志々羅ヶ平ルのうち五四の三以外の区域

大字米富字家之向平ラ	大字米富字家之向平ラのうち八四の二、九五の二、一〇〇の二以外の区域	大字米富字家ノ向	大字米富字家之向平ラ八四の二、九五の二、一〇〇の二大字米富字家ノ向の全域	大字米富字上通り	大字米富字上通りのうち二〇二から二〇四までの一部、二一〇の一部、二二二の一部、二二二の二の一部、二二二の三、二二五の一部、二二六の一部、二一九の一部、二二二の一部、二二二の一次の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国土地以外の区域 大字米富字坂口三八八、三八九と一体をなす国土地の一部 大字米富字中曾根三九六の一部及び三九四、三九六と一体をなす国土地の一部 大字小泉字大境三八八の一部、三八九の一部	大字米富字家ノ前	大字米富字家ノ前のうち三〇四の二の一部、三〇六の一部及び三一四と一体をなす国土地の一部以外の区域 大字米富字坂口三八四、三八八と一体をなす国土地の一部	大字米富字坂ノ下	大字米富字家ノ前三一四と一体をなす国土地の一部 大字米富字坂ノ下のうち三五五、三五七及びこれらと一体をなす国土地の一部以外の区域	大字米富字坂口	大字米富字家ノ前三〇四の二の一部、三〇六の一部 大字米富字坂口のうち三八四、三八八、三八九と一体をなす国土地の一部以外の区域 大字米富字中曾根三九〇の二の一部、三九一から三九四までの一部及びこれらと一体をなす国土地
大字米富字中島	大字米富字上通り二〇二から二〇四までの一部、二二〇の一部、二二二の一部、二二二の二の一部、二二二の三、二二五の一部、二二六の一部、二一九の一部、二二二の一部、二二二の一次の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字米富字中曾根三九〇の二の一部、三九二、三九二から三九四までの一部、三九五、三九六の一部、三九七から四〇〇まで、四〇一の二、四〇二、四〇二、四〇二、四〇二、四〇三及びこれらと一体をなす国土地 大字米富字中島の全域 大字米富字ジパン前の全域 大字米富字大境の全域 大字米富字向田四四一の二、四四二の二、四四二から四四五まで、四四六の一部及びこれらと一体をなす国土地 大字米富字後谷四八四の二、四八七の二、四八八の二及び四八一の二と一体をなす国土地の一部 大字小泉字大境三八六の二、三八八の一部、三八九の一部、三九〇、三九一の二、三九二の三、三九二、三九三の二、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部、三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字小泉字下ノ谷四〇七の二	大字米富字御崎原	大字米富字中曾根三九〇の二、三九〇の二の一部、三九一の一部及びこれらと一体をなす国土地の一部 大字米富字向田四四六の一部及びこれと一体をなす国土地 大字米富字御崎原の全域 大字米富字後谷四八一の二と一体をなす国土地の一部	大字米富字後谷	大字米富字後谷のうち四八四の二、四八七の二、四八八の二及び四八一の二と一体をなす国土地の一部以外の区域						

鳥取県告示第六百七十一号	大字米富字柿ノ木谷の全域 大字明高字奥田四〇八の四	大字小泉字屋敷通のうち三二一の二の一部、三二二の二、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外区域 大字小泉字大境三四二の一部及びこれらと一体をなす国有地	大字小泉字大境三二一の二の一部、三二二の二、三二二の二及びこれらと一体をなす国有地 大字小泉字大境のうち三二一の四、三二一の五、三四二の一部、三八六の二、三八八から三九〇まで、三九一の二、三九一の三、三九二、三九三の二、三九五の二の一部、三九六、三九七の一部、三九九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域	大字小泉字下ノ谷のうち四〇七の二以外の区域	大字明高字奥田のうち四〇八の四以外の区域	廃止する字の名称 大字米富字中曾根 大字米富字ジバン前 大字米富字大境 大字米富字向田

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。		昭和五十八年八月五日		鳥取県知事 西 尾 邑 次	
計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器	実施期日	実施時間	実施区域	実施場所	
	昭和五十八年九月六日	午前十時から午後三時まで	米子市	米子市勤労青少年ホム	
	昭和五十八年九月七日	"	"	米子市住吉公民館	
	昭和五十八年九月八日	"	"	米子市義方公民館	
	昭和五十八年九月九日	"	"	米子市就将公民館	
	昭和五十八年九月十二日	"	"	鳥取県立米子図書館	
	昭和五十八年九月十三日	"	"	米子市啓成公民館	
	昭和五十八年九月十四日	午前九時三十分から午前十時三十分まで	"	労働福祉事業団 山陰労災病院	
	"	午前十一時から午後零時三十分まで	"	鳥取大学医学部附属病院	
	"	午後一時三十分から午後二時三十分まで	"	国立米子病院	
	昭和五十八年九月二十日	午前十時から午後三時まで	"	鳥取県立米子図書館	

鳥取県告示第六百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る岸本（大寺）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る清山地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において

準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る堀（米富小泉）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、岸本町から同町が行う土地改良事業に係る岸本（半川）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百七十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字根安字向小谷口四五四の一〇・字向小谷五二二の二・五二一の三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百七十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年八月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日ノ丸自動車株式会社

二 事業の種類

一般乗合旅客自動車操車場建設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡西伯町大字鴨部字八百田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所 西伯町役場

公 告

昭和58年7月29日に実施した砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和58年8月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

足立	收	上田	忠義	霜田	英之	竹内	清	千馬	幹男
小林	高明	中島	耕二	浜本	敬市	西村	敏郎	葉狩	秀之
福本	昇	米井	亮祐	田中	光男	若岐	道博	倉持	範幸
西村	敬一	中川	竹雄	井之上	正樹	山中	孝敏	米原	浩史
木口	一由	福井	裕紀	井上	修	小谷	朋史	石倉	信夫
横田	武夫								